

□論文□

## 北海道の許可移民制度について

桑 原 真 人

- 1 はじめに
- 2 許可移民制度の成立
- 3 標茶村における許可移民の入植
- 4 おわりに —『北海タイムス』と『小樽新聞』の報道をめぐって—

### 1 はじめに

近代における北海道開拓事業は明治2年の開拓使設置を起点として開始され、明治15年の開拓使廃止と3県の設置を経て、明治19年の北海道庁設置によって新たな段階をむかえる。それは、従来の「直接保護」政策から「間接保護」政策への転換である。このことを最もよく示しているのが、国有未開地の処分政策における「北海道土地払下規則」や「北海道国有未開地処分法」の制定であり、移民政策における保護政策の廃止だった。

土地政策はさておき、近代の北海道開拓は「内地」からの北海道移民に依存せざるを得ないという状況の中で、開拓使時代には北海道移民に対する手厚い保護政策が実施され、その典型は屯田兵制度だった。しかし、道庁時代に入って、自主的な北海道移民が増加する中で移民に対する保護政策は財政的に負担となり、屯田兵を除いてその殆どは廃止されてしまう。

しかし、大正12年の関東大震災を契機として震災罹災者の北海道移住を促す政策的配慮もあって、再び北海道移民への保護政策が復活する。それが、内務省によって推進された「補助

移民」制度である。この政策はある程度の成功を収めたので、昭和2年から開始される「北海道第2期拓殖計画」(第2期拓計)の中にも継承され、「許可移民」制度として実施されることになった。

本稿は、こうした第2期拓計下の許可移民制度の成立とその実態について、許可移民が多数入地した道東地方の川上郡標茶村の事例を中心に検討してみようとするものである。

### 2 許可移民制度の成立

#### (1) 北海道第2期拓殖計画と許可移民制度

##### 1) 第2期拓殖計画の成立

明治43年度から17年間の計画で開始された北海道第1期拓殖計画(通常は第1期拓計と呼ばれる)は、大正15年度末を以って終了することになった。このため、当時の北海道庁長官だった土岐嘉平は、大正14年になってその後継プランとなる北海道第2期拓殖計画の立案を命じた。当時、北海道庁でこの拓殖計画の立案に携わっていた橋本東三は、その間の事情を次のように回想している。

さて、大正十四年春、土岐さんはいよいよ第二期拓殖計画の立案を命じました。私はあらかじめ長官と腹案を話し合って、一切の承認を得て例の通り昼夜兼行の作業に入りました。わずか十四、五人の課員をたよりに、各部からの提案を仔細に検討しながら殆んど二箇月を過ごしました。政友、民政両党支部も熱心に研究を始め、それぞれの支部案を作っ

て提議して来ました。政友支部案は十五箇年十二億円、民政支部案は二十箇年十億円ということで、事業の内容は皆道庁各部で調べたものですから、私の手許に回って来たものと大差ないのですが、政党の立場にあるのですから、道路、河川、土地改良、酪農等が重く扱われていましたが、やはり党略上漁港の問題に最も力がはいっていました。

(橋本東三『拓殖後日譚』拓殖後日譚刊行会、昭和36年)

大正14年9月、道庁は拓殖費の予算案を内務省に提出し、これを受けて政府部内に諮問機関である北海道拓殖計画調査会(会長は内務大臣)が設立された。調査会は、道庁案のほかに政友会・憲政会の両北海道支部から提出された拓殖案を比較検討し、大正15年10月、道庁案が最適であるとの答申案を政府に提出した。そして、若干の改定が加えられた後に若槻内閣のもとで閣議決定され、昭和元年12月の第52帝国議会に提出され、通過した。

このようにして、昭和2年から北海道第2期拓殖計画(以下、第2期拓計と略)がスタートすることになった。この第2期拓計は、昭和2年度から昭和21年度までの20年間に、当初は総額9億6337万8828円という予算規模で出発した。肝心の財源は、「北海道第二期拓殖計画案説明」(北海道庁編『新撰北海道史』第6巻所収、昭和12年)によれば、道内における前年度一般会計歳入予算と北海道拓殖費を除いた歳出予算とを比較して、その歳入超過額を標準として毎年度の拓殖費の財源とした。また、決算上で予定外に増減を生じるときには、後年度において拓殖費の財源を増減することとした。このような方針の下に、昭和2年度から20年間の拓殖費を除いた歳入総額は16億6310万円、同じく拓殖費を除いた歳出総額は6億6420万円と試算され、その差引き歳入超過額は9億9680万円となり(実際には9億9890万円である—引用者)、この金額が第2期拓計の拓殖費に充当可能な財源になるという。「而して本計画案拓殖費は九億六千参百七拾万円なるを以て、差引参千參

百拾万円の残余を見るの計算なりとす」というのが、この拓殖計画の「拓殖費と財源」の項における結論だった。

この計画では、歳入超過額が多いほど財源は豊かとなり、北海道の拓植が進めば進むほど歳入超過額は増加してゆく見込みとなっていた。このような財源方針は、この計画を樹立する過程で最初に構想された「自然增收主義」に対し「歳入超過主義」と呼ばれていた。しかし、歳入超過額を基本財源とする計画には、政府の財政事情に縛られない一応の「自主性」があるものの、拓殖費の支出が一定せず、不確実な要素が多く残されていることも事実だった(前掲『拓殖後日譚』、北海道編『新北海道史』第5巻、昭和50年)。

なお、この「北海道第二期拓殖計画案説明」の数字にはやや誤りがある。第2期拓計の拓殖費総額は9億6370万円ではなく9億6337万円余と見積られているので、差し引き歳入超過額を修正した金額からこの額を引くと、3310万円ではなく3553万円が残余となるはずである。ともあれ、計画時点では総額9億6337万8828円の予算規模で出発した第2期拓計は、最終的に17億5571万7952円という巨費を投下して実施されている(『北海道第二期拓殖計画実施概要』所収の「北海道拓殖費年度割総覧表」を参照、北海道編『新北海道史』第8巻、昭和47年)。

ところで、この計画の出発時点で掲げられた計画終了時の目標は、

- ①農耕適地158万町歩の墾成
- ②牛馬100万頭計画(農業經營法を改善して農家30万戸の増加を意図し、1戸に牛馬各1頭宛てとして60万頭、自然増を入れて40万頭、計100万頭を充実)
- ③総人口600万人の達成(移民197万人を収容して、自然増加と合わせて総人口を600万人とする)

という3点であり、計画終了の段階では、北海道は「大体に於て拓殖地の域を脱し、粗々府県と同一の制度に進出するを得べし」(前掲『北海道第二期拓殖計画案説明』)との見通しであつ

た。ここで指摘されているように、第2期拓計終了後の最終的目標は、北海道が明治の開拓期以来の内国殖民地的な位置づけから脱却し、さまざまな制度を含めて「内地」並みの社会に到達することに置かれていたのである。

この計画目標を実現するために、第2期拓計は次のような特色を持っていた。

- ①移民政策では、間接保護から直接保護への転換が徹底されたこと、
- ②民有未墾地の開発と土地改良を強化したこと、
- ③農業経営確立のために、穀蔵農業から有畜農業への転換を計ったこと、  
(前掲「北海道第二期拓殖計画実施概要」及び同解題)

## 2) 第2期拓殖計画と移民政策

そこで、本稿のテーマにも関わる、第2期拓計で採用された移民政策の概要をみてゆこう。前掲の「北海道第二期拓殖計画案説明」は、殖民費として7973万7468円を計上しているが、そのうち移住奨励費には、「移民の渡来を促し之を保護、誘導して其の事務を扶くる為、左の施策を行なふ」として、その33.3パーセントに当たる2658万9820円を充て、具体的には次のような政策が盛り込まれている。

### ①移住案内所の設置

函館・室蘭・小樽・青森・東京の5か所に常設し、道庁吏員を派遣して未開地出願手続き、小作・自作地の紹介、職業紹介の他、移住地までの旅行の世話、北海道の事情紹介等を行なう、

### ②移住者世話所の設置

道内の重要地20か所に常設し、移住案内所とほぼ同一の業務を行なうと共に、入地者の開墾・その他一切の世話を行なう、

### ③府県移民取扱人の嘱託

府県の公務員に対し北海道移住に関する事務を嘱託して移民の便を図る（予定人員は毎年60人）、

### ④移住成功者の派遣

移住成功者に手当を支給してその郷里に

派遣し、北海道の紹介に努めてもらう（予定人員は毎年5人）、

### ⑤道内移住者世話人の嘱託

移民が入地する地方の公務員・その他に入地移民の世話を嘱託する（予定人員は50人）、

### ⑥指導農家の嘱託

移民の入地する地方の経験豊富な農家に嘱託して開墾・その他の業務を指導させる（予定人員は延べ400人、1人の指導期間は5か年）、

### ⑦(拓殖) 医師の補助

新しく移民の入地する地方に医師を配置し、その業務に対しては1人平均2500円の補助金を支給する（配置人員は毎年50人乃至65人）、

### ⑧医師住宅建設費補助

前項の医師に対して住宅建設費として毎戸2000円を補助する（予定戸数は毎年15戸）、  
⑨嘱託医師制度の新設

本庁に嘱託医師を毎年2人乃至3人置き、新しく移民の入地した地方に2か月乃至3か月滞在して医療に従事させる、

### ⑩(拓殖) 産婆の補助

新しく移民の入地した地方に医師と同数の産婆を配置し、1人平均300円を補助する、  
⑪教員の補助

新しい移住地における教員の俸給として、1人平均300円を補助する（予定人員は毎年65人）、

### ⑫校舎建設費の補助

毎年15棟乃至35棟を予定し、平均補助金は2000円とする、

### ⑬神社・布教所建設費の補助

毎年神社には15社で平均300円を、また布教所も15か所を予定して、平均1500円を補助する、

### ⑭移住者共同居小屋の建設

集団移住者の一時的宿泊施設として利用のため毎年50棟を建設し、その後は集会所等として利用する、

### ⑮移住者休泊所の建設

函館市に1棟建設し、移住渡航者の宿泊を利用する、

⑯活動写真その他の宣伝

府県に道庁吏員を派遣して、映画・印刷物等によって北海道の紹介を行なう、

⑰移住者の住宅建設及び移住費補助

自作農業を目的とする移住者に対し、1戸平均住宅建設費として50円を補助すると共に、移住費・農具・家具・種苗・食費等に充てるため、1戸平均300円を補助することとし、その予定戸数は4万4358戸とする、

これらの政策のうち、第2期拓計において新たに予算が計上されたのは、⑨嘱託医師制度の設置、⑩産婆補助、⑪神社・布教所建設費の補助、⑯移住者休泊所の建設、それに⑰移住者の住宅建設及び移住費の補助であり、これ以外は従来から実施されていた政策である。しかし、これらの政策はいわゆる間接保護的な政策であり、開拓使・三県時代に実施されていた直接保護的な政策と見做されるのは、⑰の移住者に対する住宅費・移住費の補助だけである。

そこで、この点に限定した移住政策についてもう少し詳しく触れておこう。

3) 許可移民制度の成立

大正12年の関東大震災後に内務省の主導によって始まる補助移民制度では、1戸当り300円の補助金を支給して自作農移住者の北海道移住を奨励してきたが、昭和2年度から開始される第2期拓計では、この事業を拓殖費に編入してより一層拡大しようとしたのである。すなわち、自作農移住者に対する補助金として、これまでの300円に加えて住宅補助費として50円を上乗せし、計350円の補助金を支給することにした。このように、これらの移民には特定地を貸し付けると共に補助金を交付したことから、こうした補助を受けない通常の北海道移民と区別するために「補助移民」もしくは「許可移民」と呼ぶことになったのである。

移住者住宅の建設費についていえば、この制度が始まる昭和2年度にはまず1200戸分を計上し、翌3年度から同21年度までに合わせて4

万3158戸分の補助を行なうこととしたのである（前掲「北海道第二期拓殖計画案説明」及び同「北海道第二期拓殖計画実施概要」）。その年度別の内訳は、以下の通りであった。

第1表 許可移民住宅の建設計画

年 度	計画戸数		
昭和2年度	1200戸		
昭和3年度から6年度まで	毎年度	1450戸	5800戸
昭和7年度から10年度まで	毎年度	1950戸	7800戸
昭和11年度		2000戸	2000戸
昭和12年度から16年度まで	毎年度	2700戸	13500戸
昭和17年度から20年度まで	毎年度	2800戸	11200戸
昭和21年度		2858戸	2858戸
合 計			44358戸

(注)「北海道第二期拓殖計画案説明」(北海道庁編『新撰北海道史』第6巻、昭和12年)他より作成。

更に、この許可移民に対する保護の根拠を明確にするため、昭和4年3月17日の北海道庁令第14号を以って「北海道自作農移住補助規程」を制定した。この規程は同年4月1日から施行されたが、昭和6年10月25日の北海道庁令第46号により、次のように改正されている。

- 北海道自作農移住補助規程
- 第一条 自作農タルノ目的ヲ以テ北海道ニ移住スルモノニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニハ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス  
一、北海道国有未開地処分法ニ依リ特定地ノ貸付ヲ受クル者  
二、民有未墾地開発資金貸付規程ニ依リ民有未墾地ヲ買入レタル者
- 第二条 補助金ハ一戸ニ付移住補助トシテ参百円住宅補助トシテ五拾円ヲ交付ス、但シ土地ノ状況若ハ家族ノ員数ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第三条 補助ノ許可ヲ受ケムトスルモノハ別記書式ノ願書ニ戸籍謄本ヲ添付シ北海道庁長官ニ提出スヘシ
- 第四条 補助金ハ貸付地若ハ買入地ニ移住シタルトキ之ヲ交付ス
- 第五条 補助ノ許可ヲ出願シ又ハ之カ許可ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ氏名ヲ変更シタルトキハ本人ヨリ、死亡若ハ行方不明ト為リ

タルトキハ戸主若ハ家族ヨリ其ノ旨ヲ届出  
ツヘシ

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ補助  
ノ許可ヲ取消シ又ハ補助金ノ一部若ハ全部  
ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程又ハ許可ノ指令条件ニ違反シタ  
ルトキ

二、移住後五ヶ年以内ニ貸付地若ハ買入地  
ノ自作農タラサルニ至リタルトキ

三、不正ノ方法ニ依リ補助ノ許可ヲ受ケ若  
ハ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第七条 本規程ニ依リ提出スヘキ書類ハ移住  
前ニ在リテハ居住地ノ府県庁ヲ、移住後ニ  
在リテハ貸付地ニ関シテハ所轄移住者世話  
所ヲ、買入地ニ関シテハ町村役場ヲ経由ス  
ヘシ

この他に「付則」があり、そこでは「補助ノ  
許可ヲ受ケシテ移住シタル者ト雖モ移住後  
六ヶ月ニ満タサルコトヲ證スル書類ヲ所持スル  
トキハ、当分ノ内本規程ニ依リ補助金交付ノ出  
願ヲ為スコトヲ得」と定められていた。

この規程による移住補助の対象者は、自作農  
を志す北海道移住者で、なお且つ第1条の2つ  
の要件のいずれかを満たす者であった。また第  
4条に定めるように、補助金は移住者が実際に  
入地した後でなければ交付されなかつた。この  
点は、補助移民時代の教訓を生かしたものだろ  
う。

このような規程を整備する一方で、北海道庁  
は許可移民制度の宣伝のために「北海道自作農  
移住者募集」と題するチラシを作成し、府県の  
県庁を通じて各町村役場などに配布した。許可  
移民募集の初年度にあたる昭和2年の場合、この  
移民制度について次のように説明されている。

まず、チラシの中央には「五町歩乃至十五町  
歩自作農 募集戸数 千四百戸」と記され、右  
の最初に「全道至る処水田に適し年々一万町歩  
づつ造田せられつつある状況で、北海道の農業  
は将来大に有望である」と強調する。移住する  
土地の種類には、特定地と民有未墾地の購買と

いう二種類がある。特定地は、土地の状況や移  
住家族の多少によって、五町歩から十町歩の國  
有未開地を無償で貸下げ、5か年間にその80  
パーセントを開墾すれば無償で所有権が移転さ  
れるとしている。また、民有未墾地は1戸当り  
15町歩までの購入が可能で、その際には低金利  
の貸付制度があり(利子は3.5パーセント)、5  
か年間据置き、25年内に償還するという条件  
であった。これによって、「普通小作料よりも僅  
かな負担で自作農となれる方法」であると強調  
している。

このような条件に応じて入地した者には、1  
戸に対し入地後350円以内の「奨励金」を交付  
するので、「多少の資金を用意すれば成功容易で  
ある」という。この奨励金とは、勿論補助金の  
ことである。この他、開墾費と牛馬購入費にも  
補助があり、開墾費は40パーセント以内、牛馬  
は購入代金の半額以内が補助された。こうした  
補助が受けられる移住者は、「府県在住者に限  
り、戸主又は二十歳以上の男女にして家族と共に  
移住し、永住土着の意志強固なる者」であり、  
一家に数人の「労働に堪へるものあれば、万事  
に好都合」だが、「単身移住は絶対に不可である」と  
強調している。そして、移住の際には汽車・  
汽船賃の割引制度があって、本人と携行荷物込  
みの場合は、50パーセント程度の割引が行なわ  
れた。

次いでチラシの左側には、移住者世話所・移  
住地の施設・衛生教育の施設・移住者の義務・  
移住の申込・移住の承認及移住の時期・移住そ  
の他の問い合わせに関する事項が記されている  
が、とりわけ移住者の義務については、「貸付を  
受けた土地及民有の未開地買収した土地は開墾  
成功する迄其土地若くは付近に居住することを  
要する、若し開墾成功せずして退去する場合には  
貸付地を取消し又奨励費の一部若くは全部返  
還せしめることがある」と述べている。移住の  
申込は、移住申込書に市町村長の移住証明書・  
最近の戸籍謄本を添付して居住する府県庁に提  
出し、諾否は昭和2年12月31日までに決定して  
移住地の状況等とともに通知し、移住時期は

翌年の3月31日限り、もしも期限内に移住しない場合には許可が取消されるとしている。

昭和2年の許可移民募集地域は、釧路国支庁の他、根室支庁・河西支庁・留萌支庁・網走支庁・上川支庁に限られており、釧路・根室・十勝地方を中心とする道東方面が多かった。北海道庁はこのような事態に配慮して、昭和5年に『根室、釧路新開地における開墾と耕作』を作成した。同書は、北海道に移住したからには、内地府県の経営法や耕作法を一切放棄して、気候・風土の異なる北海道の農業経営法に精進することを求めると共に、入地時期・居小屋建設・開墾・入地初年度の自作地の作付け割当て・品種の選択・作物栽培法等について詳しく解説している。

この許可移民制度は、これらのパンフレット類を見る限り「多少の資金を用意すれば成功容易である」ことを強調し、府県において北海道での自作農を希望する者には至れり尽くせりの制度のように見える。しかし、実際の申し込みにあたっては、「農業ニ経験ヲ有スル者ニシテ身体強健且ツ移住スヘキ家族中他ニ嫌忌セラルル疾患ヲ有セザルコト」、「移住ノ際資金三百円以上携行又ハ送金ヲ受ケ得ル者」といった条項があり、家族が健康であることの他に、許可移民に支給される補助金とほぼ同額の資金的裏付け

が必要とされていたのである。その意味からも、行政側が移住者を主体的に選考・決定するというまさに「許可」移民制度であった。

なお、前記の「北海道自作農移住補助規程」は、その後昭和11年7月になって廃止され、新たに「北海道自作農移住者補助規程」(府令第44号)が制定され、住宅に対しては標準設計を行って250円の補助金を与えることとし、更に昭和16年9月には「北海道自作農開拓者補助規定」(府令第120号)となって、補助対象は道外移住者に限定せず、道内の開拓者も含めることになった。

## (2) 許可移民の実績

では、許可移民制度の実態はどのようにあったのか、その実績について触れておこう。最初に昭和2年度から同11年度までの間における許可移民の募集戸数及び応募戸数・入地戸数、そして入地率の推移をみると第2表のようになっている。

許可移民に対する応募戸数は、その募集が開始された昭和2年度から昭和恐慌に至るまでの時期は順調に増加している。昭和2年度の場合、この第2表では1131戸の入植となっているが、もともとは「第二期(拓殖)計画による本年度の自作農許可移民は千二百戸にして、之に前年

第2表 許可移民の募集・応募・入地戸数

年 度	募集戸数 (a)	応募戸数	入地戸数 (b)	(b)/(a) 入地率 (%)
昭和2	1370	2575	1131	82.6
昭和3	1450	2669	1118	77.1
昭和4	1213	3211	1213	100.0
昭和5	748	4130	746	99.7
昭和6	1177	2609	1177	100.0
昭和7	810	2063	612	75.6
昭和8	682	1411	597	87.5
昭和9	690	1708	603	87.4
昭和10	680	877	292	42.9
昭和11	800	485	188	23.5

(注)

1) 北海道拓殖部殖民課編『北海道府許可移民事業成績調』(昭和12年)による。

2) 昭和11年度は、安田泰次郎『北海道移民政策史』(生活社、昭和16年、復刻版 東天社、昭和54年)による。

## 北海道の許可移民制度について（桑原真人）

度の繰越しによる二百戸を併せ全道各原野に千四百戸を収容する見込にて、内千戸は国有未開地に、四百戸は民有未墾地に入地せしむる計画」（『釧路新聞』昭和二年九月三十日）であった。しかし、実際には30戸少ない1370戸の募集となり、応募戸数は2575戸であったが、その中から1131戸（応募者の43.9パーセント）が選ばれている。

そして、昭和恐慌がピークを迎える同5年度には4000戸を超える応募者があったが、この年の許可移民は僅か748戸の募集に過ぎず、応募者の18.1パーセントしか「許可」されなかった。このことは、府県農民の間にこの制度に対する一定の期待感が存在したことの現れであった。この前後の時期の入地率がほぼ100パーセントに達しているのも、同様である。しかし、応募者は翌6年度には2609戸と前年比で63.2パーセントも減少し、この傾向はその後も続いた。入地率も、昭和10年度以降は著しく低下している。

これは、北海道地方、特に許可移民が多数入地した根釧原野を中心に冷害が連続したことや、国策としての満州移民が活発化してきたた

めに、移住地としての北海道の魅力が府県農民にとって薄れてきたことも関係している。

この許可移民制度は第2期拓計の中で制度化された移民であり、この第2期拓計が終了する昭和21年度まで実施されることになるが、昭和12年度以降は明確な数字を得ることが難しい。この計画の後半は日本が戦時体制に移行して更に敗戦を迎える時期と重なっており、最後には戦後の緊急開拓とも重複しているため、実態としては減少する傾向を辿った。許可移民に与える住宅建設計画は、最初の44358戸の建設計画が、予定計画では昭和2年度から同20年度までの間に1万3090戸建設に削減され、実績はそれを1734戸下回る1万1356戸だった（前掲「北海道第二期拓殖計画実施概要」）。これは、当初計画の25.6パーセントに過ぎない（前掲『新北海道史』第5巻）。

次の第3表は、この第2期拓計の前期における普通移民と許可移民の入植者戸数を示したものである。また、この表では、次項で触れる釧路国支庁内に入植した許可移民数もあわせて示してある。

昭和初期における北海道の許可移民は、この

第3表 普通移民と許可移民の入植戸数

年 度	普通移民(戸)	許可移民(戸)	同 比 率(%)	内釧路国支庁(戸)	同 比 率(%)
昭和2	13257	1131	8.5	214	18.9
昭和3	11474	1118	9.7	280	25.0
昭和4	12617	1213	9.6	220	18.1
昭和5	12884	748	5.8	189	25.2
昭和6	12022	1177	9.8	231	19.6
昭和7	10781	611	5.7	142	23.2
昭和8	10265	597	5.8	145	24.3
昭和9	12360	603	4.9	155	25.7
昭和10	11141	292	2.6	120	41.1
昭和11	10656				
昭和12	11529				
昭和13	11187				
昭和14	11998				
昭和15	13441				

(注)

1) 北海道庁拓殖部殖民課編『北海道庁許可移民事業成績調』（昭和12年）より。

2) 昭和11年度以降の移民数は『北海道庁統計書』による。

表のように普通移民の約10パーセント近くを占めていたが、その後は次第に低下してゆき、昭和10年度には僅か2.6パーセントを占めているに過ぎない。このことは、許可移民制度の計画自体が次第に縮小されていったことの反映であろう。

最後に許可移民の入地が最も多かった道内の地域は、根室支庁管内の原野である。昭和2年度から同10年度までの許可移民入植者の合計は7490戸であるが、根室管内にはその約35パーセントにあたる2618戸が入植している。これに次ぐのが約24パーセント(1796戸)を占める釧路国支庁(大正11年に釧路支庁から改称)への入植者である。以下、十勝支庁(1074戸)・上川支庁(819戸)・網走支庁(435戸)の順となっており、根室・釧路国両支庁への入植者が圧倒的であった。

したがって、この許可移民制度は、根室支庁と釧路国支庁の移民を中心として、それに十勝支庁の移民を加えた道東地方の3支庁への入植に大きく依存していたのである(北海道庁拓殖部殖民課編『北海道庁許可移民事業成績調』昭和12年、安田泰次郎『北海道移民政策史』生活社、昭和16年、復刻版 東天社、昭和54年)。

### 3 標茶村における許可移民の入植

#### 1) 許可移民の移住戸数と移住原野

この項では、道東地方における許可移民の代表的な事例として釧路国支庁管内の川上郡標茶村に入植した許可移民を中心に取り上げてみよう。いま、昭和2年度から同10年度までの間ににおける標茶村(昭和4年8月、熊牛村を標茶村と改称)の許可移民の募集戸数と入地戸数を示すと第4表のようになる。この表で最初に募集戸数をみると、昭和2年度から4年度までは100戸以上であるが(昭和3年度は、最高の223という応募戸数である)、翌5年度になると6戸と極端に少くなり、昭和6年度以降は30戸から50戸の範囲で推移している。

募集戸数に対する入地戸数の比率はさまざま

第4表 標茶村の許可移民

年 度	募集戸数	入地戸数	入地比率
昭和2	101	40	39.6
昭和3	223	187	83.9
昭和4	116	112	96.6
昭和5	6	5	83.3
昭和6	49	49	100.0
昭和7	58	24	41.4
昭和8	35	26	74.3
昭和9	35	31	88.6
昭和10	41	31	75.6
合 計	664	505	76.1

(注) 出典は第2表におなじ

であるが、昭和6年度の場合は100パーセントとなっているものの、それ以外でも最低約40パーセント台は維持している。この9年間の平均は76.1パーセントとなっており、これはかなりの高比率といえよう。

次いで、同じ期間内における許可移民を標茶村の入植原野別に示すと第5表のようになる。この時期に合計して505戸の移民が入地しているが、その内の約67パーセント(337戸)は虹別原野への入植者である。虹別原野の場合、昭和3年度と4年度で285戸が入っており、久著呂(クチヨロ)原野の合計にあたる71戸を大きく引き離している。

この第5表で明らかなことは、標茶村における許可移民は、入地戸数の多さからみて、久著呂原野と虹別原野の移民によって代表されるという点である。これらの許可移民の入地を前にして、昭和3年2月13日の『釧路新聞』は「釧路管内補助移民/入地準備なる/一府県を集団として収容/共同小屋も建築」という見出しで次のように報じている。なお、この記事の見出しにある「補助移民」が「許可移民」を指すことはいうまでもない。

釧路国支庁管内に今春入地せる補助移民は二百十六戸の予定にして、既に三戸来着せるが支庁側に於て之が収容準備を進め、原野入りの始めに居住する共同小屋はクチヨロ三戸、雪裡、幌呂、ニニシベツ各原野三戸宛、

北海道の許可移民制度について（桑原真人）

第5表 標茶村の入植原野別にみた許可移民 (戸数)

原野名	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	昭和6	昭和7	昭和8	昭和9	昭和10	合計
久著呂	30	7	2	1		11	14	6		71
アレキナイ	10	3	2						11	26
沼幌					4	2	4	6	1	17
虹別		177	108	4	45	3				337
塘路						8	2	9	1	20
コツタロ							5	1		6
オソツベツ							1	3	6	10
上オソツベツ								2		2
中オソツベツ								3		3
奥オソツベツ									12	12
熊牛									1	1
合 計	40	187	112	5	49	24	26	31	31	505

(注)

- 1) 出典は第2表におなじ
- 2) 久著呂原野には、昭和2年度に舌辛村分として38戸の入地がある。同3年度以降も断続的に入地があり、昭和10年度までにあわせて49戸が入っている。

阿歷内一戸計十戸を目下建設中である、又入地箇所は道庁に於て沢田長官の新方針に基き講究中なりしが、此程決定し、昨日支庁に図面を送付し来れるを以て、愈其れに依つて指定來着次第入地せしむることになった。

ここで言及されている沢田牛麿道庁長官の移民入地に関する「新方針」とは、これまでのようない原野に到着した移民の順番に入地場所を指定していたのを中止するというものである。ではどのようにするかといふと、見出しにも触れているが、「成るべく同一府県若くは近県のものを集団収容し、隣保互助の精神を助長し、其れによつて移民を安定せしめんとするもので、例へば福井県とか宮城県とかのもの(が)多い場合、それ等を一集団として又不足の場合はそれ等近県のものを統いて居住せしめ、且つ今後この団体を一単位として指導する」という方針であった。このような同県・同郷人を中心とした移民集落の編成方針は、明治期の屯田兵村の募集の際にも採用されたことはなく、一步間違えると地域内の他府県出身の移民に対する「排他的の気風」が起こる可能性があるとはいひえ、釧路国支庁のみならず根室支庁管内でも採用されようとしている注目すべき方法であつ

た。

## 2) 久著呂原野の許可移民

このようにして、標茶村にとって最初の許可移民の久著呂原野への入植が開始された。同原野は川上郡標茶村と阿寒郡舌辛村（現在の阿寒町）に跨っていたが、標茶村の移住状況を昭和3年3月5日の『釧路新聞』は次のように伝えている。

今春入地すべき補助移民は釧路国管内に於て約三百戸の許可指令を発せるが、其内実際に入地するは、二百戸内外と目されて居る。而してこの内、川上郡クチヨロ原野に入地するは八十三戸にして既に三月一日までに三十一戸到着し、先ず共同小屋に一旦落付くと共に小屋掛け準備を進めて居る。クチヨロ原野には更に勇払郡占冠村より転住希望にて土地払下出願のもの二十七戸あり、之に対し支庁にては成るべく収容方針なるも、土地不足を來すにあらずやと目下調査中である。而してクチヨロ原野は十余年前徳島移民を入れて失敗せることあるも、今や釧路線開通の結果、塘路駅より二里乃至三里となり、且つ道路も改善されて近く自動車運転されるに至るを以て、本年入地のものは大部分落付くべく期待

され居る為め、同原野は急速の発展を見ることがだらう。

この記事によれば、同原野への入地戸数は83戸となっているが、もともとの収容見込戸数は80戸とされ、それに対する承認戸数は103戸であった(『釧路新聞』昭和3年1月7日)。しかし、移住の許可指令を得たものの来住を見合わせる移民も多く、同年3月11日の『釧路新聞』では、クチヨロ原野の許可数が87戸に減少している。そして、「クチヨロ」原野への入植が好調で既に44戸に達したと報じている。その後も移民の入地は続き、6月の記事では現住戸数が66戸になったという。尤も、6月1日に入地したにも関わらず直ちに帰国した者が5戸いたとも指摘している(『釧路新聞』昭和3年6月7日夕刊)。

許可移民の好調な状況をみて、守屋釧路国支庁長は伊達拓殖主任と共に同年6月14日管内の巡視に出発し、最初に久著呂原野、次いで雪裡・幌呂・ニニシベツの各原野を回って6月20日に帰府した。とりわけ久著呂原野の移民については、「本年入地移民は安定し、大いに喜んで開墾に従事し、殊に福島県相馬団体は最も熱心にして既に三四町歩も開墾し、却つて之等新移民から旧移民が刺激される筈である」(『釧路新聞』昭和3年6月22日夕刊)とその認識を新たにしたようである。ただ同時にこの記事は、これらの「新移民の多くは内地在住時代僅に五反歩位の耕作で生活を為し居たる関係から、一町歩も開墾耕作するや喜びの余り樂観し過ぎるの傾きある。然し、当地方は内地の集的農法と異なり粗放的なるを以て、この点を改心せしむるの必要がある」と指摘しており、北海道の粗放的な農業に対応するべく移民側の意識改革の必要性を強調している点が注目される。

同年11月下旬、許可移民の入地した茶内原野と久著呂原野において新開地農產品評会が開かれ、久著呂農產品評会では、1等の大豆に熊牛村の中<sup>(不明)</sup>梅吉、裸麦に同じく熊谷市左衛門が舌辛村に入地したグループを押さえて入賞し、2等の金時にも熊牛村の中川残米が入賞した(『釧

路新聞』昭和3年12月12日)。

結局久著呂原野の昭和2年度の入植者は、標茶村が30戸の入地に対して5戸が退去して25戸が定着し、舌辛村が38戸の入地に対して13戸が退去、25戸が定着する結果となっている。

### 3) 虹別原野の許可移民

では、許可移民が最も多かった虹別原野の場合はどうであったのか。昭和3年6月24日の『釧路新聞』は、「虹別原野に来春補助移民収容/三百九十戸の計画/目下鋭意調査を進め中」という見出しで次のように報じた。

釧路、根室両国の国境分明を欠くため、大正十三年一時の便法として仮線を設け行政区画を定め居る虹別原野は、今春来宗像道庁技師出張殖民地選定調査中であるが、同原野三千九百町歩は先に区画制を為し居るを以て、宗像技手の選定調査に依り来春三百九十戸の補助移民を収容するの計画を樹て種々調査を進めて居る。

虹別原野は標茶から自動車で一時間に達する標津街道にある。而して根室管内として本春補助移民入地せる計根別原野に接し、地味な気候とも同原野に酷似し、いよいよ三百九十戸入地せば無人の原野が忽ち一大農村と化し、標津街道は農家を以て接続することになる。

その結果、現在の虹別駅透付近に市街区画を割る為め設計中にして、同時に補助移民収容家屋及び世話所設置箇所も選定中である。

このように虹別原野の殖民地としての整備が進む中で、釧路国支庁の守屋支庁長は同年6月28日から3日間の予定で同原野の実地調査を行い、「虹別原野三千九百町歩に来春三百九十戸の補助移民収容計画あることは釧路管内の拓殖上喜ぶ所にして、是非とも実現したい考えである」と述べている(『釧路新聞』昭和3年6月28日)。

翌7月、北海道庁は昭和3年度の「補助移民」計画に関する概要を公表した。それによれば、補助移民の募集戸数は1200戸であるが、この内15戸が留萌支庁管内の幌延村に入地する以外

は、すべて釧路国及び根室の両支庁管内に収容される見込みであった。移住のタイムスケジュールは、9月30日—出願期限、移住許可の決定—11月30日、入地期限—昭和4年3月31日限り、となっていた。したがって、ぎりぎり昭和3年度内に入地するという計画だったのである。

この昭和3年度の計画で移住対象となる釧路国支庁管内の原野は、厚岸郡浜中村、川上郡熊牛村字虹別、厚岸郡大田村中チャンベツ、厚岸郡熊牛村熊牛・茶内及び円朱別の各原野が移民収容地となっていたが、虹別原野については次のように紹介されている。

虹別原野は釧網線標茶駅（釧路駅より分岐線）より六里半の地点にあり、其の間自動車及び馬車を通ずるを以つて交通は甚だ便なり、且つ本地は上標津原野に接する平坦地にして気候温暖地味中位なるが故に、各種農産物の栽培に通ずること、又上標津に於けると異ならず。

（『釧路新聞』昭和3年7月10日）

その後も、虹別原野への許可移民受入れの準備は着々と進められた。昭和3年度内に、小学校3校・移民世話所・共同小屋4棟の建築が決定された他、標茶駅前には臨時出張の移民世話所を兼ねた共同小屋1棟の建築、原野内11か所で井戸掘削も行なわれることになった『釧路新聞』昭和3年8月15日）。

虹別原野への許可移民の入植は昭和3年度末、すなわち昭和4年になって開始されるが、その移民第一陣の入地から10年を経過した昭和14年5月7日、標茶村役場祝賀奉賛会を中心となって「保護移民入地十周年記念」及び「虹別西春別間軌道開通記念」の祝賀会が開かれた。それに合わせて刊行された『虹別沿革概誌』は、許可移民の入地状況を次のように記している。

北海道第二期拓殖計画ニ基キ、保護移民ヲ九州四国中国近畿関東北陸奥羽等ヨリ殆ト各府県ヨリ募集ス、純農家以外ニ大工石屋畠屋其他各種ノ者アリ。

応募スル者何レモ遠キ先祖墳墓ノ地ヲ生ヲ

受ケシ山河、懷カシキ搖籃ノ地ヲ暗涙ヲ呑ンデ決然郷閨ヲ出ツ。雄々シクモ北門開拓ノ任ヲ負フテ屍ヲ異郷ニ埋ム。燃ユル岡南ノ大志ヲ以テ山河幾百里ヲ越エテ風物異ナルノ地ニ入地セリ。

第一次移民ノ時ハ昭和三年三月、約式百ノ集団標茶駅ヨリ數里概ネ徒步積雪ヲ踏ムノ難渋ヲ経テ原野ノ仮共同小屋ニ入ル。北海奥地ノ残寒未ダ去ラズ、周囲限リナキ荒漠タル根釧原野ニ立ツテ朝夕仰キ見ル西別岳雪ヲ覆ヒ、斜里岳武藏岳ノ遠望ハ宛然アルプス山遠景ノ絵画ノ如キ壯觀モ、開拓戦士ノ心境ニアリテハ寧ロ悲慘ノ実感タリ。原野ノ積雪モ亦萩ヲ埋メテ堅ク閉ザス、強風常ニ堪エズ暖國ヨリ来タリ急転直下生活ノ急変ニ遭ヒ、家族中立然タルモノアリ。

然シテ各自ノ十町歩ノ貸付地ニ家屋ヲ建築シ、融雪ヲ俟ツテ開墾ニ從事スルト雖耕馬農具等完備セズ。毎日精根ノ限リヲ尽シテ島田鍬ヲ振り立テタ。交通モ亦物資運輸ノ車道完備セズ。漸クシテ樹間草原ヲ縫フノミナリ。斯ク環境ヲ征服スル開拓ノ戦士コソ出征ノ強者ト何ノ比カアラン。移民入地ノ時ハ某新聞ノ記者同行シテ、見聞ノ實際ヲ連日ニ亘リ新聞紙ニ報道セリ。

この『虹別沿革概誌』は、虹別原野入植時の許可移民の苦難を格調高く述べているが、「第一次移民ノ時ハ昭和三年三月」とあるのは昭和3年度の意味であり、実際は昭和4年3月のことであろう。また、移民の虹別入地に同行取材した「某新聞」とは札幌の北海タイムス社である。『北海タイムス』は、根釧原野への許可移民の入地にあたって佐野記者が函館から同行取材し、「移民と共に」と題する連載記事を4月5日から18回にわたって掲載した。次に引用するのは第8回目の記事で、標茶駅に到着した移民団が駅前の休泊所から虹別原野に向かう場面である。

春とはいえ此の朝まだきの冷氣は身を刺す様だ。馬の呼気は白く氷つて一層寒さを覚えさせる。無人の山峠十数里の一本道を、峠を

越して徒步で突破しやうとする者は、馬橇の到着と同時に、馬橇を尻目にかけ冷氣を突き破つて歩き出した。

徒步隊！それは勇ましい名であるが、此日の徒步隊は馬橇賃の節約が生んだ編成である。雪が消えるとオコツク海岸まで自動車の通ふ道も今は馬橇が唯一の交通機関で、移民の苦しみを体験して居る馬橇屋が半額割引の大奮發に峠を越えて虹別まで一台買切りが一円二十銭、大人が八十銭、子供が六十銭、大荷物が七十銭。国境を越えて根室原野の計根別までが大人二円である。「原野へ着いたら金が要るから歩かふ」。かくて大人の大半は徒步となつた。可弱い子供が馬橇に揺られることとなつたのである。徒步隊の姿が遙かの山と山との間に姿を消した頃、午前六時山の頂きに半身を現した朝陽の光を浴びながら、十数台の馬橇は動き出した。「早く行かねば雪が融け始めるぞねホラッ」「元気で！」休泊所の人々は別れの挨拶を送つた。

標茶からの客を待ち出遅れた荷物馬橇の人となつて記者（北海タイムス社の佐野記者のこと——引用者）の出発は午前七時。既に所々まつ黒い土が顔を出して居る。荷が重過ぎて馬は動かない。先発隊の横たへた丸木の上をガラガラ転がる様に滑つてゆく、右を見ても左を見ても雪の山と木の姿ばかり、鳥一つ啼かぬ淋しい山道である（中略）。

逢坂山の峠の空家である馬小屋で一寸休んで、振り仰ぐ雪融けした坂道に遂に、馬橇を捨てて徒步となる。時は十二時。峠を越して樹林の平地に出た。午後二時、一隊の徒步隊に追ひ付いたが、此の徒步隊にカメラを向けやうとして、幾度か道路から外れて膝まで雪に埋もれて見たものの、職業意識をすつかり挫かれてしまった。徒步隊の姿——三十四五の男が三ツ位の子供を背負ひ、恐らくはとし児であらう、おかみさんの背には二ツ位の子が眠つている。父と母に絡はる様に隨いてゆくのは七ツ位の女の子と五ツ程の男の子、外套も着けていない。疲れ切つた

足の運びである。記者の胸を打つたのは、父が首から紐でぶら下て居る大きな包だ。それには赤ん坊が眠つているではないか。格好なカメラの材料とは思つたものの「虹別までまだ遠いかネ」と尋ねられた力無い声と其姿にカメラを藏ひ込まざるを得なかつた。

（『北海タイムス』昭和4年4月14日）

やや引用が長くなつたが、この記事からは、府県の多くの希望者から選抜された筈の許可移民が必ずしも道東地方の開拓という使命感に燃えた人たちはばかりではない、といった側面が強調されているように見える。このような『北海タイムス』の報道姿勢は、後に『小樽新聞』との間で虹別移民の実態をめぐる論争を繰り広げる一因となつた。

では、この時実際に虹別に入地した移民の証言を取り上げてみよう。三重県出身の山本仲助は、移住時の状況を次のように語っている。

- 一、私は昭和四年虹別へ入植しました、年齢四十三歳。出身地は三重県でしたが、手続上愛知県名古屋市役所となっています。建設業などをやっていました。
- 一、標茶駅についたのは五月三十日でした。改札口には腕に北海道と記した腕章をつけた松浦伊蔵さんが立っていて、市街の端にある合宿所（休泊所）へ行って泊るよう指示されました。
- 一、虹別へは二十人位乗れるオンボロのバスで参りました。馬車を利用して行く人もあり、歩いて行く人もあったのです。
- 一、虹別は六七戸の商店があり、いずれもバラックみたいな建物でした。今の農協前にこれもバラック建の世話所と合宿所がありました。現在の所へ入地したのですが、付近に和歌山県出身の山下幾太郎、井上金作などがはいりました。山下さんは、羽織袴姿、奥さんは丸髷姿、井上さんは巡查部長あがり、奥さんは同様丸髷で、私もくたびれた洋服でしたがチョビ髷で、家内は金紗の羽織という姿でした。山下さんも井上さんもチョビ髷でした。

一、そんな姿ですから、佐々木世話所所長から開拓はとても辛い仕事だから止めたらどうだとすすめられました。全然信用がなく、門前払いになるところでした。

(昭和48年9月25日、標茶町・高島幸次氏が聞き取り、標茶町史編さん事務局所蔵史料)

この聞き取り調査の結果には、『北海タイムス』が報道した虹別移民の姿と部分的に共通する点がある。それは、およそ開拓民とは思えない入地時の移民の服装である。だが、そのような外見にもかかわらず、すべての虹別移民が開墾生活から脱落したわけではない。この山本仲助のように、開拓者として虹別に踏みとどまつた移民も少なくなく存在したのである（なお、虹別移民で昭和4年の入地者に三重県または愛知県出身者は見られず、昭和5年の入地者に各1名がいるのみである）。

#### 4) 虹別移民の出身府県と移住原因

虹別原野の許可移民は、昭和3年度に177戸、翌4年度に106戸が入植したが、その出身県の中では福島県が圧倒的に多く、昭和3年度—59戸、同4年度—33戸となっている。昭和3年度の場合、10戸以上の移民を送り出した県は、宮城県—22戸、山形県—19戸、徳島県—15戸、高知県—11戸となっており、福島県の移民が際立つことが多い。同4年度の場合も、10戸以上は宮城県の12戸のみである（『標茶町史考』後編、昭和53年）。その後の虹別原野への移民は、昭和6年度以降の3年間では、昭和6年度—4戸、昭和7年度—45戸、昭和8年度—3戸となっており、7年度を除いてそれほどの移住戸数ではない。

このように、虹別原野の許可移民は昭和3年・4年の両年度に関していえば福島県と宮城県の移民が圧倒的に多かった。とりわけ福島県からはこの両年度で92戸が入っており、これは両年度に標茶村に移住した許可移民283戸の32.5パーセントを占めている。また、宮城県からはこの両年度で34戸が入っているが、同じく12.0パーセントを占めている。

この点に関連して、釧路国支庁の橋本課長は

同3年11月、許可移民調査のため福島・長野の両県に出張した。その結果、この時点で320余戸の移住希望者を出した福島県内の場合、安達・田村の両郡から126戸の出願があり、中でも田村郡飯豊村では700戸の村戸口の約10パーセントに当たる74戸の出願があることが明らかになった。その理由を同村村長に質した結果、「(移民の)兄弟その他の縁者が一家族となり、而もそれ等は土地不足の為め分家する能はざる状態にある」ために応募したのであり、このことは、村内の過剰人口を調節する効果があるという説明を受けている。この場合は、一種の団体移住に近い形態である。そして、今回の出願者は「概して良好の者にして、多くは小作者なるも多少の自作者もあり、又極めて貧困なるものなきにあらざりしか、之等は折角来住するも成功困難なる為め選定を避け、猶ほ内地に止まって辛抱するよう」（『釧路新聞』昭和3年11月27日）断ったという。このような釧路国支庁側の措置は、移民の数よりも質が期待されている許可移民の本来の精神からみて、当然のことだったかも知れない。

#### 4 おわりに —『北海タイムス』と『小樽新聞』の報道をめぐって —

##### 1) 『小学郷土読本』に取り上げられた許可移民

以上述べてきたように、川上郡標茶村の虹別原野には、昭和4年・5年の2年間に合わせて283戸の許可移民が入地し、虹別地区は一大集落を形成することになった。このことから、虹別原野は許可移民の代表的事例と見做されるようになった。昭和5年3月に発行された北海道小学校長会編『小学郷土読本』（北海道用、尋常5年用）には、「尊い北海道移住民」（佐野四満美作）という章が設けられている。この作品では、作者の分身と思われる「私」が、函館から移民団に合流して取材を続けながら根釧原野に向かうという形で、虹別への許可移民の入地と開拓の状況が取上げられている。いま、この作

品の一部を紹介してみよう（なお、原作者の佐野は、前掲の『北海タイムス』の記事を執筆した「佐野生」と恐らく同一人物であろう）。

お父うさん達は樹を伐りました。雪を掘つて柱を建てました。

板を打ちつけて小さな小さな家を建てました。

家を建てる時、移民達は皆助け合ひました。三日もかかつて出来た家へ、共同宿泊所から移りました。

広い原野に、五町も六町も離れて、小さな家がぽつりぽつりと建ちました。

学校から遠い処は一里半もあります。吹雪の日には、子供はどうして通ふでせうか。

夜になると、吹雪が来ました。小さなお家の壁の隙間からは雪がびゅつびゅつと入つて来ます。

この教材の最後は、入地した移民達と別れることになった「私」が、一人の老人に「(開墾は)随分辛いことでせうな」と話し掛けたのに対し、彼が「私は汗が好きなので、辛いとは思はない……私は此の原野で汗を流して、北海道を立派にするのだ」と、にっこり微笑むシーンで終っている。

この作品は小学生向けの郷土読本という目的もあって、許可移民の多くが希望に燃えながら原野の開拓に挑むということを全体的に強調する文章となっている。しかし、彼らの前途は決して平坦なものではなかった。この地に入植して半年後、虹別開拓に将来への希望をつないで入地した移民の夢を一瞬にして打ち碎く自然災害が彼らの生活を襲った。それは、昭和4年9月21日から3日間にわたる道東地方における初霜の襲来であった。この被害は、とりわけ標津と虹別の両原野で大きかったといわれる。

## 2) 霜害問題と『北海タイムス』の報道

昭和4年11月、再び虹別を訪れた北海タイムスの佐野記者が、窮地に陥った移民の生活を「移民は霜にやられて秋の収穫台無しだ、土地を捨てて逃げ出した、食へずに出稼ぎに出でタコ(土工)に売られた……虹別原野の入口標茶市街地



(注)『北海タイムス』昭和4年4月18日

の噂は噂をうんで悲惨な流言が横行している」(『北海タイムス』昭和4年11月13日)と報じたことから、この霜害問題は広く知られるようになった。この記事も含めて、同年9月の初霜襲来が虹別移民の生活にどのような影響を与えたのか、『北海タイムス』は同年11月12日から掲載を開始した「其後の移民」と題する全15回のシリーズにおいて、この問題を大きく報じた。

この記事の執筆者は、4月に移民の入地状況を詳しくルポした佐野記者だったが、その論調は道庁の許可移民政策に批判的であった。『北海タイムス』の虹別移民の霜害問題を契機として道庁を糾弾するルポは、翌昭和5年2月から3月にかけても繰り返され、例えば5年2月27日から3月3日までの5回に亘って、佐野記者の署名入りで次のような見出しの記事を連載している。



(注)『小樽新聞』昭和5年3月9日

第1回「入地当初から一円の所持金さへない者もあつた」(2月27日)

第2回「応募多数の裏面は夢で釣る宣伝ゆへ」(2月28日)

第3回「入地したはよいが脅かされる生活費」(3月1日)

第4回「自然的霜害の外に人為的の悪い原因」(3月2日)

第5回「指導を嫌がる原因／世話をまかせは欠陥」(3月3日)

これらの記事の見出しから窺われるよう、『北海タイムス』の報道姿勢は道庁の許可移民政策に対し一貫して批判的だった。同紙はさらに吉島特派員を現地に派遣、3月12日から3月20日までの間8回に渡って許可移民の実状に関するルポルタージュを連載し、このルポでは、標茶村の虹別原野と標津村の上春別原野での実態が取上げられている。

### 3) 霜害問題と『小樽新聞』の報道

これに批判的だったのは、『北海タイムス』のライバルだった『小樽新聞』である。この両紙

は、許可移民の生活実態についてはある程度の共通認識はあるものの、かなり極端な報道の『北海タイムス』に比べて『小樽新聞』の報道姿勢はあくまで地味であった。

こうした姿勢の『小樽新聞』が、昭和5年3月に入って『北海タイムス』に積極的な反論を開始した。まず、3月9日から3月12日まで4回シリーズの「誤報された移民の状態」を、同じく3月12日・3月13日の両日には「移民窮状の真相」上・下をそれぞれ掲載した。後者の記事を執筆したのは同社記者と思われるが、前者の「誤報された移民の状態」を執筆したのは標茶村に滞在していた鶴崎卯七である。鶴崎は小樽新聞社の記者ではなく、当時は北海道庁殖民課の職員であったが、明治43年から44年にかけての大逆事件の際には、『平民新聞』の読者として当局のブラックリストに載せられた過去を持つ人物であった。

鶴崎はこの時、2月22日から標茶駅前に出張して臨時移民事務取扱いの仕事に携わっており、移民の荷物輸送・配当地の決定といった業務を行なっていた。その際に、鶴崎が職務上の必要性から標茶駅前休泊所で移民の所持金調査を行なったところ、55戸の移民の内で標準的金額である200円以上所持の者が全体の約半数を占めていたという(『小樽新聞』昭和5年3月9日)。この時、彼の目に留まったのが『北海タイムス』の報道であった。彼は次のように記している。

斯かる調査の進行中北海タイムス新聞を瞥見すると某道議及某村長の談として又或る記者の想像談として、虹別原野及上春別原野には餓死に瀕する者千数百人今にも大暴動を起さんとする記事が特筆を以て掲げてあつた。事情を知らぬ者をして驚愕せしむるには充分なる記事であるが、私は或る調査を兼ねて上春別及虹別に赴き原野の人々を一瞥したが、空気は極めて平穏で暴動など起りそうな状勢は更らにない。

鶴崎は困窮者が多いと指摘された上春別原野の移民を調査し、その中の新潟県岩船郡から昭

和4年に移住したある許可移民の場合は、郷里新潟に病気の子供を残しているという家庭的事情や、また自らが「収入を得ようといふ気はなく只座して救済を待つかの如き状態に見ゆる」として、困窮の原因は極めて個人的な事情によるものと断定している（『小樽新聞』昭和5年3月10日）。

また、宮城県遠田郡小牛田町から携帯資金200円と家族3人を以って昭和4年に虹別原野へ入地した、当時56歳のある移民の生計調査を行なっている。この移民は、開墾地積4町歩のうち3町4反歩を「手起し」で開墾し、同年秋には馬鈴薯約80俵・蕎麦30俵・ビルマ豆10俵の外、大根や牛蒡をかなり収穫した。そして、「それ丈の収穫がありますから本年秋迄の食料は心配ないと思ひます。虹別原野において真面目になつて一生懸命に働くならば、特別の事情が出来せぬ限り生活して行かれぬ事はない」と私丈は思つて居ります」という証言を引き出している（『小樽新聞』昭和5年3月11日）。

最後に鶴崎は、許可移民中の困窮者について、その原因を「一切合切その罪を道庁の移住宣伝と施設の不充分に帰し、大声疾呼して新聞紙上その救済を叫ぶに至つては、あるひは寧ろ移住者中徒らに他の救済をまつの依頼心と惰弱の精神を増長せしむる者を生じ、又一面府県移住者の移住心を挫折せしむるに至るなきやを」と述べ、『北海タイムス』の報道が、ややもすれば府県の許可移民希望者に対して北海道という地域への誤解と偏見を生じさせる恐れがあると手厳しく批判している（『小樽新聞』昭和5年3月12日）。

以上みてきたように、昭和4年9月の霜害が虹別などの許可移民に与えた影響に関する『北海タイムス』と『小樽新聞』の報道姿勢は全く

対照的であった。すなわち北海道庁の許可移民政策に批判的な『北海タイムス』と、逆に道庁の移民政策を冷静に評価しようとする『小樽新聞』の報道である。

現在の段階でこの両紙の紙面を改めて比較してみると、『北海タイムス』の報道が公正さや正確さを欠いていたことは否定できない。そもそも両紙の歴史を辿れば、そのあり方は対照的である。明治20年に札幌で最初の日刊紙『北海新聞』として創刊され、直ちに『北海道毎日新聞』と改称し、明治34年以降は『北海タイムス』として発展してきた同紙は、創刊時から北海道庁の公式式新聞だった。これに対し『小樽新聞』は、明治26年に阿由葉宗三郎が札幌で創刊した雑誌『北海民燈』が、翌27年小樽に移転して『小樽新聞』と改題したものであるが、小樽の資本家金子元三郎が、明治24年に中江兆民を主筆に迎えて創刊した『北門新報』の伝統を受け継いでいた。そのためか、『小樽新聞』は比較的道政に対して批判的であり、社会問題に関する報道も積極的だった。

ところが昭和初期の許可移民問題の報道では、こうした両紙の立場が全く逆転したかに見える報道となっている。すなわち、かつては道庁の政策を擁護してきた『北海タイムス』が道政を厳しく批判し、逆に反権力という立場を貫いてきた『小樽新聞』が、道庁を擁護する構図となっているのである。こうした両紙の対抗の背景には販売戦略の問題もあったかと思われるが、この問題については紙数も尽きたので、稿を改めて検討してみたい。

（本稿を作成するにあたって『標茶町史』通史編第2巻の拙稿を参考とし、また平成17年度経済学部附属地域経済研究所の研究助成を受けた）